

平成29年度 社会福祉法人清水旭山学園
事業報告書

平成29年度における法人事業について、次のとおり報告します。

第1. 施設整備等

平成29年度主な施設整備、設備整備等については、下記のとおり事業を執行した。

(1) 障がい者支援施設清水旭山学園浄化槽新設設備工事

着工年月日 平成29年 5月15日
試運転開始日 平成29年 6月30日
施工業者 有限会社川端商会
事業費 30,888,000円
資金内訳 法人手持資金 30,888,000円
経理処理 法人本部会計

(2) 旭山農志塾生産活動用農地取得

上川郡清水町字御影南3線65番9 畑 9,499 m²
清水町農業委員会許可 平成29年10月30日
農地法第3条認可指令書到達日 平成29年11月 2日
売主 横山瑞枝
事業費 2,873,447円
資金内訳 法人手持資金 2,873,447円
経理処理 法人本部会計

(3) 特別養護老人ホームせせらぎ荘屋根防水及び外装改修工事

着工年月日 平成29年 6月19日
完了年月日 平成29年 8月31日
施工業者 株式会社ナリタック
事業費 14,580,000円
資金内訳 法人手持資金 14,580,000円
経理処理 法人本部会計

(4) 清水旭山学園通所ホーム外装塗装改修工事

施工業者 千葉塗装店
事業費 2,495,232円
資金内訳 法人手持資金 2,495,232円
経理処理 法人本部会計

(5) 旭山農志塾鶏舎2棟設置工事

納入設置業者 株式会社丹陽、西十勝生コン、鹿追貨物他
事業費 11,034,576円
資金内訳 法人手持資金 11,034,576円

経理処理 法人本部会計

(6) 旭山農志塾中古トラクター購入

納入業者 エムエスケー農業機械株式会社
事業費 2,300,000円
資金内訳 法人手持資金 2,300,000円
経理処理 法人本部会計

(7) 清水旭山学園送迎用車両更新事業（中央競馬馬主社会福祉財団助成）

納入業者 帯広日産自動車株式会社
事業費 1,535,100円
資金内訳 中央競馬馬主社会福祉財団助成 960,000円
法人手持資金 575,100円
経理処理 法人本部会計

第2. 登記事務及び定款変更

(1) 社会福祉法人変更登記申請書（第二種福祉事業の整理）

平成29年 4月 1日変更、平成29年 4月 3日登記
社会福祉法人変更登記申請書（理事長の重任登記）

平成29年 6月19日就任、平成29年 6月26日登記

(2) 資産、総額変更登記申請書提出

平成29年 3月31日変更、平成29年 6月26日登記

(3) 土地の関わる登記状況

上川郡清水町字御影南3線65番9 畑 9,499 m²
所有権移転登記 平成29年11月13日

(4) 定款変更

社会福祉法人定款変更届提出（農地購入 基本財産の増）
平成29年11月30日提出、同日付受理

第3. 理事会開催状況

平成29年度理事会は、次のとおり6回開催し、法人運営について審議した。

第1回 平成29年 5月 8日

審議事項等

- (1) 清水旭山学園浄化槽新設設備工事に関わる施工業者の選定について
- (2) 決算理事会、定時評議員会等の開催予定について

第2回 平成29年5月30日

審議事項等

- (1) 平成28年度法人本部及び各施設にかかる事業報告について
- (2) 平成28年度法人本部会計及び各施設会計決算について
- (3) 理事及び監事の選任候補について

- (4) 特別養護老人ホームせせらぎ荘屋根防水及び外装改修工事の施工業者の選定について
- (5) 役員等報酬基準及び報酬額について
- (6) ミズナラ植栽に関わる要望書について
- (7) 法人監事による監査結果について（決算監査報告）
- (8) 清水旭山学園浄化槽新設設備工事について
- (9) 循環資源利用促進施設整備費補助金申請について

第3回 平成29年 6月12日

審議事項等

- (1) 特別養護老人ホームせせらぎ荘屋根防水及び外装改修工事に関する請負業者選定の入札参加者について
- (2) 役員等報酬基準及び報酬額について

第4回 平成29年 6月19日

審議事項等

- (1) 法人理事の互選による代表権のある理事（理事長）の選任について
- (2) 特別養護老人ホームせせらぎ荘屋根防水及び外装改修工事に関わる入札結果について
- (3) 定時評議員会の報告
- (4) 法人監事による監査結果について
- (5) 第1四半期分業務報告について

第5回 平成29年10月 3日

審議事項等

- (1) 生産活動用の農地取得について
- (2) 清水町農業委員会への認可申請書の提出について
- (3) 生産活動用の農地取得による基本財産増に伴う定款変更について
- (4) 登録免許税の非課税措置に係る証明願の提出について
- (5) 社会福祉法人清水旭山学園就職準備金貸付規程の創設について
- (6) 障害者総合支援法による実地指導の結果について
- (7) 第2四半期業務報告
- (8) 法令遵守責任者巡回指導報告

第6回 平成30年 3月19日

審議事項等

- (1) 平成29年度法人本部会計及び各施設会計に関わる予算の補正について
- (2) 平成30年度法人本部及び各施設に関わる事業計画（案）について
- (3) 平成30年度法人本部及び各施設に関わる予算について
- (4) 経理規程及び経理規程細則の一部改正について
- (5) 育児休業規程について
- (6) 給与規程の一部改正について

- (7) 契約職員規程の一部改正について
- (8) 旅費規程別紙の一部改正について
- (9) 指定変更届出書の提出について
- (10) 第3、第4四半期業務報告
- (11) 法人監事による監査結果について
- (12) 介護保険法に基づく実地指導の結果について
- (13) 地震保険について

第4. 評議員会開催状況

平成29年度評議員会は3回開催した

第1回（定時評議員会） 平成29年6月15日

審議事項等

- (1) 平成28年度法人本部及び各施設に関わる事業報告について
- (2) 平成28年度法人本部及び各会計に関わる決算について
- (3) 理事及び監事の選任候補（案）について
- (4) 役員等報酬基準及び報酬額について
- (5) 法人監事による監査結果について（決算監査）
- (6) 循環資源利用促進施設設備整備補助金に係る事業計画書の提出について

第2回 平成29年11月16日

審議事項等

- (1) 生産活動用の農地取得による基本財産増に伴う定款変更について
- (2) 障害者総合支援法による実地指導の結果について
- (3) 法人監事による監査結果について
- (4) 法人本部業務報告

第3回 平成29年 3月27日

審議事項等

- (1) 平成29年度法人本部会計及び各施設会計に関わる予算の補正について
- (2) 平成30年度法人本部及び各施設に関わる事業計画について
- (3) 平成30年度法人本部及び各施設に関わる予算について
- (4) 法人本部及び各施設業務報告
- (5) 法人監事による監査結果について
- (6) 介護保険法による実地指導の結果について

第5. 監査等実施状況

- (1) 法人監事による監査は、下記のとおり実施され、法人運営及び本部、各施設会計並びに施設業務全般について実施された。

第1回 平成29年 5月18日 第2回 平成29年10月18日

第3回 平成29年12月 7日 第4回 平成30年 3月28日

以上、平成29年度は4回の監査が実施された。

(2) 業務委託契約による巡回監査は、吉岡税務会計事務所により月次巡回監査及び決算業務監査について予定どおり実施された。

(3) 十勝総合振興局保健環境部社会福祉課による障害者総合支援法及び介護保険法に基づく実地指導は、次の通り実施され、指摘事項はなかった。

実施年月日 平成29年9月19日 13:30~16:00
 実施場所 リゾーム集会室
 対象事業 共同生活援助事業所グループホームみさわハイツ

実施年月日 平成30年1月25日 10:00~15:30
 実施場所 特別養護老人ホームせせらぎ荘会議室
 対象事業 特別養護老人ホームせせらぎ荘（短期入所含む）
 地域密着型せせらぎ荘

第6. 法人下施設の借入金の状況

(1) 十勝信用組合

御影農志塾会計にて経理処理（平成30年3月31日現在）

借入目的	廃プラリサイクル設備資金
借入金額	46,947,600円
利率	年1.0%
借入期間	5年
借入年月日	平成26年 7月23日
償還済額	34,428,240円
償還未済額	12,519,360円

平成29年度 償還内容

元金 9,389,520円
 利息 176,315円
 計 9,565,835円

(2) 帯広信用金庫

本部会計にて経理処理（平成30年3月31日現在）

借入目的	あさひ荘改築及び御影農志塾 廃プラ再生工場新設資金
借入金額	300,000,000円
利率	年0.35%
借入期間	5年
借入年月日	平成28年 9月30日
償還済額	90,000,000円
償還未済額	210,000,000円

平成29年度 償還内容

元金	60,000,000円
利息	831,746円
計	60,831,746円

第7. 法人役員研修

役員研修は、専門的知識を得るための外部研修に多く参加できた。具体的には新任の監事は「内部管理体制の強化、法令遵守への対応策」という表題の外部研修を受講したほか、理事は人材確保のための「福祉人材確保と育成」、将来的経営安定と職員の意欲と高めるための「給与制度改定のポイント」などに参加し、法人としての課題を解決するため、次年度以降の事業計画に繋がる研修参加となった。

第8. 法令遵守責任者の法人下施設への巡回指導と電話相談について

法令遵守責任者を役員が担当し、毎月各施設を巡回した。各施設の現状の把握、介護、支援員等利用者を直接処遇する職員との対話を含めた巡回となった。また職員のための電話相談日を月2回設定し、法令遵守責任者のみが施錠を解除できる投書箱を設置している。その他、法令遵守責任者と障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成講座に参加した施設長等が協力し、各施設にて権利擁護虐待防止に関する研修を実施することができた。更に新卒採用内定者に対して、事前研修として同様の研修を実施することができた。

現況報告書（平成30年4月1日現在）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 01 北海道	(2)市町村区分 636 上川郡清水町	(3)所轄庁区分 01000	(4)法人番号 7460105001320	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人清水旭山学園					
(8)主たる事務所の住所 北海道	上川郡清水町 字旭山南 8 線 5 8 番地 1				
(9)主たる事務所の電話番号 0156-63-2134	(10)主たる事務所の F A X 番号 0156-63-2135	(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページ http://www.asahiya.or.jp/	(14)法人のメールアドレス fukusi@asahiya.or.jp				
(15)法人の設立認可年月日 昭和53年2月20日	(16)法人の設立登記年月日 昭和53年5月4日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 7名以上 10名以下	(2)評議員の現員 8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円） 0
-------------------------	----------------	---------------------------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
安藤 国廣		H29.4.1 ~ 平成32年度に関する定時評議員会迄			3
伊藤慎一郎		H29.4.1 ~ 平成32年度に関する定時評議員会迄			3
伊藤登		H29.4.1 ~ 平成32年度に関する定時評議員会迄			3
神谷 正三		H29.4.1 ~ 平成32年度に関する定時評議員会迄			2
仙座久満		H29.4.1 ~ 平成32年度に関する定時評議員会迄			3
永井喜子		H29.4.1 ~ 平成32年度に関する定時評議員会迄			3
八木裕子		H29.4.1 ~ 平成32年度に関する定時評議員会迄			3
米田佳代子		H29.4.1 ~ 平成32年度に関する定時評議員会迄			2

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 6名以上 9名以内	(2)理事の現員 7	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円） 2 特例無
-----------------------	---------------	-------------------------------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
鳴海 孟	1 理事長（会長等含む。）	平成22年2月20日	1 常勤	平成29年6月15日		
	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		1 有		6
荒木 義春	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月15日		
	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無		5
太田 民生	3 その他理事		1 常勤	平成29年6月15日		
	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無		6
多田 雅則	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月15日		
	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無		6
加藤 和博	3 その他理事		1 常勤	平成29年6月15日		
	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	3 施設の管理者		2 無		6
岡野 達二	3 その他理事		1 常勤	平成29年6月15日		
	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	3 施設の管理者		2 無		6
鳴海 大輝	3 その他理事		1 常勤	平成29年6月15日		
	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	3 施設の管理者		1 有		6

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員 2名以上 3名以内	(2)監事の現員 2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円） 0
-----------------------	---------------	--------------------------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
川上 均			平成29年6月15日
	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	6 財務管理に識見を有する者（その他）	3
松井 正則			平成29年6月15日
	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	5

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	------------------------------------	---------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数 0	②常勤兼務者の実数 2	③非常勤者の実数 0
--------------	----------------	----------------	---------------

		常勤換算数	2.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	189	②常勤兼務者の実数	18	③非常勤者の実数	29
		常勤換算数	18.0	常勤換算数	12.2

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成29年6月15日	8	4	2		1.平成28年度法人本部及び各施設に関する事業報告について 2.平成28年度法人本部及び各会計に関する決算について 3.理事及び監事の選任候補案について 4.役員報酬基準及び報酬額について 5.平成29年度第1回法人監事による監査結果について 6.循環資源利用促進施設設備整備費補助金 事業計画書の提出について 7.定款施行細則について
平成29年11月16日	8	1	2		1.生産活動用の農地取得による基本財産の増に伴う定款変更について 2.障害者総合支援法による実地指導の結果について 3.平成29年度第2回法人監事による監査結果について 4.法人本部業務報告について
平成30年3月27日	6	4	2		1.平成29年度法人本部及び各施設会計に関する予算の補正について 2.平成30年度法人本部及び各施設に関する事業計画について 3.平成30年度及び各施設に関する予算について 4.法人本部及び各施設の業務報告について 5.平成29年度第3回法人監事による監査結果について 6.介護保険法に基づく実地指導の審査について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成29年5月8日	6	2	1.清水旭山学園浄化槽新設設備工事に伴う施工業者の選定について
平成29年5月30日	7	2	1.平成28年度法人本部及び各施設に関する事業報告について2.平成28年度法人本部及び各施設会計の会計決算について3.理事及び監事の選任候補について4.せせらぎ荘屋根防水及び外装改修工事の施工業者の選定について5.役員報酬基準及び報酬額について6.要望書の提出について7.平成29年度法人監事による監査結果(決算監査)について7.清水旭山学園浄化槽新設設備工事に伴う8.循環資源利用促進施設設備整備費補助金について
平成29年6月12日	7	0	1.特別養護老人ホームせせらぎ荘屋根防水及び外装改修工事に関する請負業者選定の入札参加者について2.役員等報酬基準及び報酬額について
平成29年6月19日	7	1	1.特別養護老人ホームせせらぎ荘屋根防水及び外装改修工事に関する入札結果について 2.定時評議員会の報告について 3.法人理事の互選による代表権ある理事(理事長)の選任について 4.法人本部業務報告について
平成29年10月3日	7	2	1.生産活動用の農地取得について 2.清水町農業委員会への認可申請書の提出について 3.生産活動用の農地取得による基本財産増に伴う定款変更について 4.登録免許税の非課税措置に係る証明書の提出について 5.就職準備金貸付規程の創設について 6.障害者総合支援法による実地指導の結果について 7.法人業務報告について
平成30年3月19日	7	1	1.平成29年度法人本部会計及び各施設会計に関する予算の補正について2.平成30年度法人本部及び各施設に関する事業計画について3.平成30年度法人本部及び各施設に関する予算について4.経理規程及び経理規程細則の一部改正について5.育児休業規程の一部改正について6.給与規程の一部改正について7.契約職員規程の一部改正について8.旅費規程別紙の一部改正について9.指定変更届出書提出について10.法人本部及び各施設業務報告11.第2回第3回法人監事による監査結果について12.介護保険法に基づく実地指導の結果について13.地震保険について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	川上 均 松井正則
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	改善すべき点ではないが、評価点等 第1回法人監事による監査 人材確保という厳しい課題に対し、引き続き法人全体で取り組んでほしい。 第2回法人監事による監査 インフルエンザの流行前に地元医療機関と共催で研修会の実施は評価できる 第3回法人監事による監査 集団指導後各施設が自己点検表を作成している事は評価できる 第4回法人監事による監査 新人職員への教育の充実を期待する。 資格取得など意欲を持てる体制・諸規程の整備等が事業計画で示されたことは評価する
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	監事の意見は評価点等のため、改善すべきは事項はなし

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

(2)会計監査人による監査報告書

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称						
		③事業所の所在地							④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)
001	法人本部	00000001	本部経理区分				社会福祉法人清水旭山学園						
		北海道	上川郡清水町	字旭山南8線58番地1		1 行政からの賃借等	3 自己所有	昭和53年5月1日	0	0			
		ア 建設費											
002	清水旭山学園	01040401	障害者支援施設(施設入所支援)				障害者支援施設清水旭山学園						
		北海道	上川郡清水町	字旭山南8線58番地1		1 行政からの賃借等	3 自己所有	昭和53年5月1日	90	32,049			
		ア 建設費											
003	あさひ荘	01040401	障害者支援施設(施設入所支援)				障害者支援施設あさひ荘						
		北海道	上川郡清水町	字御影499番地2		1 行政からの賃借等	3 自己所有	昭和56年12月1日	50	18,003			
		ア 建設費											
004	清水旭山学園通所ホーム	02130106	障害福祉サービス事業(生活介護)				生活介護事業所清水旭山学園通所ホーム						
		北海道	上川郡清水町	字旭山南8線58番地2		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成4年4月1日	40	10,582			
		ア 建設費											
005	旭山農志塾	02130106	障害福祉サービス事業(生活介護)				多機能型事業所旭山農志塾						
		北海道	上川郡清水町	字旭山南8線56番地2		3 自己所有	3 自己所有	平成11年4月1日	40	10,359			
		ア 建設費											
006	グループホームみさわハイツ	02130114	障害福祉サービス事業(共同生活援助)				共同生活援助事業所グループホームみさわハイツ						
		北海道	上川郡清水町	御影東2条1丁目1番地		3 自己所有	3 自己所有	平成5年5月1日	60	22,479			
		ア 建設費											
007	御影農志塾	02130113	障害福祉サービス事業(就労継続支援B型)				就労継続支援B型事業所御影農志塾						
		北海道	上川郡清水町	字御影南1線55番地23		3 自己所有	3 自己所有	平成22年4月1日	20	6,198			
		ア 建設費											
008	せせらぎ荘	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)				特別養護老人ホームせせらぎ荘						
		北海道	上川郡清水町	南3条1丁目1番地		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成15年4月1日	60	20,251			
		ア 建設費											
009	せせらぎハウス	02120601	認知症対応型老人共同生活援助事業				せせらぎハウス						
		北海道	上川郡清水町	南3条1丁目1番地		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成17年4月1日	9	3,285			
		ア 建設費											
010	地域密着型せせらぎ荘	01030201	特別養護老人ホーム(地域密着型)				地域密着型せせらぎ荘						
		北海道	上川郡清水町	南3条1丁目1番地		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成25年4月1日	29	10,309			
		ア 建設費											
011	リゾーム	02120202	老人デイサービスセンター(通所介護)				通所介護事業所リゾーム						
		北海道	上川郡清水町	字御影499番地2		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成20年4月1日	10	0			
		ア 建設費											

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称						
		③事業所の所在地							④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)
012	あさひ荘(地域生活支援複合施設)	03320301	生活支援必要者に対する住居提供・確保事業				地域生活支援複合施設リゾーム						
		北海道	上川郡清水町	字御影4 9 9 番地 6		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成14年6月1日	0	0			
		ア 建設費											
013	せせらぎ荘(せせらぎ荘介護支援相談セン)	03260301	居宅介護支援事業				せせらぎ荘介護支援相談センター						
		北海道	上川郡清水町	南3条1丁目1番地		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成15年4月1日	0	319			
		ア 建設費											

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称						
		③事業所の所在地							④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
社会福祉の増進に資する人材育成・確保事業	認知症キッズサポーター養成講座	清水小学校6年生全員 御影小学校6年生全員
ボランティアの育成に関する事業	町内小学生対象に認知症の理解を広める	
	清水町中学生認知症サポーター養成講座	御影中学校3年生全員
	町内中学生対象に認知症の理解を広める	
生活支援必要者に対する住居提供・確保事業	御影地区浴場開放	御影地区
生活に関する調整等を支援する事業	御影地区に公衆浴場が無くなった為、浴場を開放	
	防犯対策研修会	清水町
	町内介護事業所と共に警察署員の指導	
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	清水町
	相談、情報提供、連絡調整	
社会福祉の増進に資する人材育成・確保事業	地域感染管理研修会	清水町
	地域の介護事業者を対象に研修会を実施	
介護予防支援事業	一般公開講演会	十勝管内
	口腔ケア、認知症、老人性うつ等の専門医師等による講演	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	2 無
㊩第三者評価結果	1 有
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	2 無
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費 (円)	1,412,329,552
②施設・設備に係る公費 (円)	960,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	875,450,706
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度
せせらぎハウス	2017

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	04 税理士法人
②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	税理士法人日本会計グループ株式会社吉岡経営センター
③業務内容	ワ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援
④費用 [年額] (円)	
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	なし
②実施した改善内容	なし

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)	
① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入	
② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入	
③ 特定退職金共済制度 (商工会議所) に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入 (具体的に: ●●●)	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

社会福祉法人清水旭山学園定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 相談支援事業の経営

(ホ) 老人デイサービス事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人清水旭山学園という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 8 番地 1 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。又補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関する必要な事項は別に定める。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を

選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の内から選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名以内を副理事長とすることができる。

（役員を選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は必要に応じ、理事長を補佐する。
- 3 理事長及び副理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。又補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員報酬については、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。
- 4 この法人に法人事務長を置くことができ、法人事務長は理事会において選任及び解任する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産、その他財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道上川郡清水町字旭山南9線57番地2、南8線58番地1、南8線58番地3、南8線58番地1先所在の鉄筋コンクリート、鉄骨造、陸屋根、合金メッキ鋼板葺2階建

障害者支援施設 清水旭山学園 園舎1棟

(延面積4,052.75㎡)

- (2) 北海道上川郡清水町字旭山南8線58番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

- 障害者支援施設 清水旭山学園 園舎1棟 (延面積170.1㎡)
- (3) 北海道上川郡清水町字御影499番地2所在の鉄骨造、亜鉛メッキ鋼板葺、陸屋根 平家建
障害者支援施設 あさひ荘 園舎1棟 (延面積2,374.58㎡)
- (4) 北海道上川郡清水町御影東2条南1丁目12番1所在の宅地1筆
(延面積1,222.67㎡平方メートル)
- (5) 北海道上川郡清水町御影東2条南1丁目12番地1所在の鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建
知的障害者グループホームジェントリー 住宅1棟
(延面積405.36㎡)
- (6) 北海道上川郡清水町字旭山南9線57番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
清水旭山学園 地域交流ホーム 1棟 (延面積669.59㎡)
- (7) 北海道上川郡清水町字旭山南8線58番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
生活介護事業所 清水旭山学園通所ホーム園舎1棟
(延面積465.11㎡)
- (8) 北海道上川郡清水町御影東2条1丁目1番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
知的障害者グループホームみさわハイツ住宅1棟
(延面積198.44㎡)
- (9) 北海道上川郡清水町御影東2条1丁目1番1所在の宅地1筆
(延面積613.16㎡)
- (10) 北海道上川郡清水町字旭山南8線58番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建
生活介護事業所 清水旭山学園通所ホーム訓練棟1棟
(延面積115.71㎡)
- (11) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番7所在の山林1筆
(延面積 1,966㎡)
- (12) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番15所在の畑1筆
(延面積 2,689㎡)
- (13) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番16所在の山林1筆
(延面積 838㎡)

- (14) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 4 番 1 7 所在の山林 1 筆
(延面積 5 0 m²)
- (15) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 4 番 1 8 所在の山林 1 筆
(延面積 1, 5 9 0 m²)
- (16) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 2 所在の山林 1 筆
(延面積 1 2, 7 6 4 m²)
- (17) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 9 所在の畑 1 筆
(延面積 5, 1 6 3 m²)
- (18) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 1 所在の山林 1 筆
(延面積 7, 8 1 0 m²)
- (19) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 2 所在の山林 1 筆
(延面積 7 0 3 m²)
- (20) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 5 所在の山林 1 筆
(延面積 4, 0 4 4 m²)
- (21) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 7 所在の山林 1 筆
(延面積 2 2 m²)
- (22) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 1 1 所在の雑種地 1 筆
(延面積 8 1 1 m²)
- (23) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番地 2. 5 6 番地 9 所在の鉄骨
造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建
多機能型事業所 旭山農志塾 園舎 1 棟 (延面積 5 2 1. 5 5 m²)
- (24) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 4 番 5 所在の山林 1 筆
(延面積 1, 5 0 2 m²)
- (25) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 1 所在の山林 1 筆
(延面積 1 0, 2 2 4 m²)
- (26) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 7 所在の雑種地 1 筆
(延面積 3 0 0 m²)
- (27) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 8 所在の原野 1 筆
(延面積 2 7 1 m²)
- (28) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造 亜鉛メッ
キ鋼板葺平家建
旭山農志塾 作業室 1 棟 (延面積 1 6 9. 7 6 m²)
- (29) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ

- 鋼板葺平家建
旭山農志塾 鶏舎 B 1 棟 (延面積 162 m²)
(30) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建
旭山農志塾 鶏舎 A 1 棟 (延面積 162 m²)
(31) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番地 2 所在の鉄骨造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建
清水旭山学園通所ホーム陶芸作業棟 1 棟 (延面積 97.20 m²)
(32) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建
旭山農志塾養鶏飼料作業棟 1 棟 (延面積 94.57 m²)
(33) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建
旭山農志塾養鶏飼料製造棟 1 棟 (延面積 98.82 m²)
(34) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 9 番所在の雑種地 1 筆
(延面積 775 m²)
(35) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 6 0 番所在の雑種地 1 筆
(延面積 1,805 m²)
(36) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 6 1 番所在の雑種地 1 筆
(延面積 1,011 m²)
(37) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 6 2 番所在の雑種地 1 筆
(延面積 1,460 m²)
(38) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 7 3 番所在の雑種地 1 筆
(延面積 70 m²)
(39) 北海道上川郡清水町字御影 4 9 9 番地 6、4 9 9 番地 2 所在の 鉄筋
コンクリート造 1 階部分
障害者支援施設あさひ荘、集会所
(専有面積 812.14 m²、共用面積 95.35 m²)
(40) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建
特別養護老人ホームせせらぎ荘 1 棟(延面積 4,397.02 m²)
(41) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 番地 13 所在の鉄骨造ステンレス鋼板
葺平家建
認知症対応型共同生活介護施設せせらぎハウス 1 棟

- (延面積 405.00㎡)
- (42) 北海道上川郡清水町御影東2条1丁目1番地24所在の木造合金メッキ鋼板
葺2階建
知的障害者グループホームあじさいハイツ住宅1棟
(延面積 233㎡)
- (43) 北海道上川郡清水町字御影南2線64番7所在の畑1筆
(延面積 2,680㎡)
- (44) 北海道上川郡清水町字御影南2線66番2所在の畑1筆
(延面積 1,637㎡)
- (45) 北海道上川郡清水町字御影南2線66番1所在の畑1筆
(延面積 2,966㎡)
- (46) 北海道上川郡清水町字御影南2線66番5所在の畑1筆
(延面積 4,672㎡)
- (47) 北海道上川郡清水町字御影南3線63番4所在の畑1筆
(延面積 15,423㎡)
- (48) 北海道上川郡清水町字御影南3線65番2所在の畑1筆
(延面積 8,942㎡)
- (49) 北海道上川郡清水町字御影南3線65番1所在の畑1筆
(延面積 25,512㎡)
- (50) 北海道上川郡清水町字御影南3線65番3所在の山林1筆
(延面積 2,493㎡)
- (51) 北海道上川郡清水町字御影南1線50番32所在の雑種地1筆
(延面積 2,133㎡)
- (52) 北海道上川郡清水町字御影南1線50番地32所在の軽量鉄骨造亜鉛
メッキ鋼板葺平家建
就労継続支援B型事業所御影農志塾作業場A棟1棟
(延面積 340.20㎡)
- (53) 北海道上川郡清水町字御影南1線50番地32所在の軽量鉄骨造亜鉛
メッキ鋼板葺平家建
就労継続支援B型事業所御影農志塾作業場B棟1棟
(延面積 100.28㎡)
- (54) 北海道上川郡清水町御影西2条4丁目6番2所在の雑種地1筆
(延面積 554㎡)

- (55) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 0 番 1 8 所在の雑種地 1 筆
(延面積 4, 2 6 7 m²)
- (56) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 0 番 1 9 所在の雑種地 1 筆
(延面積 4, 2 6 7 m²)
- (57) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 0 番地 1 8 所在の鉄骨造陸屋根平家建
就労継続支援 B 型事業所御影農志塾作業場兼休憩室
(延面積 8 5 4. 4 m²)
- (58) 北海道上川郡清水町御影西 2 条 4 丁目 6 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板葺 2 階建
知的障害者グループホームななかまどハイツ住宅 1 棟
(延面積 2 9 8. 3 9 m²)
- (59) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 0 番地 3 2 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
就労継続支援 B 型事業所御影農志塾作業場 C 棟
(延面積 9 7. 2 0 m²)
- (60) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 5 0 番 1 所在の原野 1 筆
(延面積 1, 4 0 0 m²)
- (61) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 5 2 番 1 所在の山林 1 筆
(延面積 1 0, 8 1 4 m²)
- (62) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 5 2 番 3 所在の山林 1 筆
(延面積 3 0 4 m²)
- (63) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 5 2 番 4 所在の雑種地 1 筆
(延面積 6 4 4 m²)
- (64) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 5 4 番 1 所在の山林 1 筆
(延面積 3, 6 3 7 m²)
- (65) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 5 4 番 2 所在の山林 1 筆
(延面積 1 3, 3 5 4 m²)
- (66) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 5 4 番 4 所在の山林 1 筆
(延面積 2 1, 6 9 9 m²)
- (67) 北海道上川郡清水町字旭山 2 4 1 番 2 所在の原野 1 筆
(延面積 1, 1 8 2 m²)
- (68) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 5 番 2 3 所在の宅地 1 筆
(延面積 5 9 0. 4 1 m²)
- (69) 北海道上川郡清水町字旭山 2 8 番 7 6 所在の山林 1 筆
(延面積 2 3, 2 7 2 m²)
- (70) 北海道上川郡清水町字旭山 2 8 番 7 7 所在の山林 1 筆
(延面積 2, 6 8 0 m²)

- (71) 北海道上川郡清水町字旭山 2 8 番 1 0 9 所在の山林 1 筆
(延面積 2 2, 1 7 8 m²)
- (72) 北海道上川郡清水町字旭山 2 8 番 1 1 0 所在の山林 1 筆
(延面積 2, 7 7 6 m²)
- (73) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 5 番 2 3 所在の木造平家建
就労継続支援 B 型事業所御影農志塾休憩舎 1 棟
(延面積 1 0 5. 3 0 m²)
- (74) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 番 1 0 所在の鉄骨造陸屋根平家建
地域密着型せせらぎ荘 1 棟 (延面積 1, 2 1 1. 1 0 m²)
- (75) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 2 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 1 1 9 m²)
- (76) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 4 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 1 1 9 m²)
- (77) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 6 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 1 1 9 m²)
- (78) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 8 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 1 1 9 m²)
- (79) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 0 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 1 1 9 m²)
- (80) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 2 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 1 1 9 m²)
- (81) 北海道上川郡清水町字御影南 3 線 6 5 番 9 所在の畑 1 筆
(延面積 9, 4 9 9 m²)
- (82) 北海道上川郡清水町字旭山 5 番地 1 所在の山林 1 筆
(延面積 1 1, 6 1 3 m²)
- (83) 北海道上川郡清水町字旭山 5 番地 3 所在の山林 1 筆
(延面積 6, 5 7 6 m²)

3 公益事業用財産は第 3 6 条に掲げる公益を目的とする事業の用に
供する財産とし、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道上川郡清水町字御影 4 9 9 番地 6 所在の鉄筋コン
クリート造、2 階建
知的障害者共同住宅 リゾーム
(専有面積 1 階 2.5m²、2 階 260.31m²、共用面積 36.83m²)

4 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 知的障害者共同住宅リゾームの設置運営

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事の総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人清水旭山学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則を理事会において定めることができる。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	三	沢	新	幸
理事	小	原	松	雄
	〃	中	田	淳一
	〃	伊	藤	藤一郎
	〃	池	原	良蔵
	〃	高	橋	渉
監事	池	田	義	雄
	〃	伊	藤	重次

この定款は平成29年4月1日より施行する。

社会福祉法人 清水旭山学園

役員等報酬並びに理事会等開催にかかる経費支弁規程

(目的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人清水旭山学園の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員等の報酬について、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しないため、報酬並びに経費支弁に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは理事、監事及び評議員をいう。

(常勤役員等の報酬)

第 3 条 法人の職員を兼務しない常勤役員等の報酬は、次の各号の定めにより支給することができる。

(1) 報酬月額については、別表 1 により支給する。

(2) 賞与及び退職手当は支給しない。

(3) 通勤手当は社会福祉法人清水旭山学園給与規程の通勤手当に準ずる額を支給することができる。

(非常勤役員等の報酬及び費用弁償)

第 4 条 非常勤の役員が理事会、評議員会に出席したとき及び理事長の要請により、法人及び施設の業務にあたった場合は別表 2 にて示した報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したとき及び理事長の要請により、法人及び施設の業務にあたった場合は費用弁償として別表 2 にて示した額を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員会及び理事長が必要とした各種委員会に理事長の要請により出席した委員には、費用弁償として別表 2 にて示した額を支払うことができる。

4 前項の業務にあたった役員等には交通費を支弁することができる。交通費の額は別表 3 にて示した交通費単価を基に算定する。

(出張旅費等)

第 5 条 役員等が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人清水旭山学園旅費規程を適用することができる。

(兼務役員等)

第 6 条 この法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第 7 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬基準とし公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

平成 29 年 6 月 16 日 より 適用する。

別表 1 常勤役員の報酬

名 称	報 酬 額
理事長	300,000円/月

別表 2 非常勤役員等の報酬及び費用弁償

名 称	報酬 及び 費用弁償
理事長	15,000円/日
副理事長	12,000円/日
理事	10,000円/日
監事	10,000円/日
評議員	10,000円/日
各種委員	10,000円/日

別表 3 交通費

交通費	1 k m	単価	50円
-----	-------	----	-----